

平成20年度森林審議会議事録

日 時：平成20年10月17日（金） PM2:00 ~ PM3:40

場 所：富士吉田市 環境科学研究所

議 案：会長・会長代行の選出  
森林保全部会長・森林保全部会委員の指名  
富士東部地域森林計画の概要説明  
やまなしの森づくりCO<sub>2</sub>吸収認証制度の概要説明

出席委員：大須賀 久、金子 正司、小林 良英、嶋 光雄、清水みどり、  
高村 忠久、田中 美津江、辻 一幸、戸栗 敏、芳我 和男  
堀内 直人、 山村 元子

以上 12名

事務局：千野林務長、前山技監、岩下森林整備課長、小林富士東部  
林務環境事務所長、小林みどり自然課総括課長補佐

外9名

司 会：（はじめのことば）

司会、進行を務める森林整備課課長補佐の大芝です。よろしくお  
願いします。

審議に先立ちまして森林審議会委員の任命書の交付します。

林務長：（出席の委員に任命書を交付）

司 会：ただいまから、森林審議会を開催します。

最初に、森林審議会の成立についてですが、山梨県森林審議会運  
営規則第5条により、委員の出席が過半数以上とされています。

当審議会の委員数は15名で、本日ご出席の委員数は、12名で  
す。過半数に達していますので会議は成立しておりますことをご報  
告します。

なお、森林審議会の審議は、公開となっており、後日その議事録  
が県庁のホームページより閲覧が可能となります。また、今年度か  
ら「山梨県森林審議会傍聴要領」が制定され、審議会の審議が傍聴

可能となり、本日も傍聴席が設定してあります。

次に、議事に先立ちまして、千野林務長が挨拶を申し上げます。

林務長：(挨拶)

司会：次に今日出席の県職員の紹介をいたします。

(所属長以上紹介)

次に、新会長選出まで、座長を選出して進行したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

各委員：事務局一任・・・の声

司会：それでは、堀内委員さんに座長をお願いします。座長は、今回の審議会の議事録の「議事録署名委員」と「会長及び会長代行」の選任についてお願いします。

座長：今日は、皆様方は朝からご苦労さまでございます。ご指名ですので、しばらくの間、座長を務めさせていただきます。まず、本日の議事録署名委員の選出については、いかがいたしましょうか。

各委員：座長一任・・・の声

座長：それでは、田中委員と戸栗委員をお願いします。

次に、会長及び会長代行の選出についてですが、森林法第71条により委員の互選によるとされていますが、ご意見ををお願いします。

委員：前の会長、会長代行であった辻さんと堀内さんをお願いしてはいかがでしょうか。

座長：委員から、会長には辻委員、会長代行には堀内と言うご意見ですが、皆さんの賛同を得て決定したいと思います、いかがでしょうか。

各委員：異議なし・・・

座長：皆さんの賛同がありましたので、会長には辻委員、会長代行には堀内と決定させていただきます。

それでは、会長と会長代行が決まりましたので、ここで座長を降ろさせていただきます。御協力ありがとうございました。

司会：堀内委員ありがとうございました。それでは、山梨県森林審議会運営規則第3条により、議長は会長があたることになっていますので、辻会長に議長をお願いします。

議長：それでは、一言挨拶申し上げます。

(挨拶)

それでは、議事に移ります。

議題1の保全部会長及び保全部会員について、事務局より説明をお願いします。

森林整備課長：森林法施行令第7条により、知事は必要と認める場合は、森林審議会に部会を設けることができることになっています。本県では、森林保全部会を設置します。その所掌事務は、林地開発の許可に関する事、保安林の指定と解除に関する事、松くい虫の被害対策に関する事などです。部会長及び保全部会員は、会長が指名することになっていますので、会長からご指名をお願いします。

議長：それでは、指名させていただきます。

まず、保全部会長には、金子委員をお願いします。

保全部会委員には、大須賀委員、風間委員、嶋委員、田中委員をお願いします。

以上で、5名の保全部会委員の指名が終了しました。ご承認いただきたいと思えます。

各委員：承認の拍手

議長：次に、議題2の報告事項に移ります。

最初に、「山梨東部地域森林計画」の概要についてであります、事務局の説明をお願いします。

森林整備課長：（森林審議会の位置付けについて説明）

森整課長補佐：（富士東部地域森林計画の概要説明）

議長：ただ今、説明が終わりました。全国森林計画からの流れを説明して頂いて、今後東部地域の森林計画を樹立していきたいということです。今の内容についてご意見やご質問をお受けしたいと思えます。

委員：基本的な質問になるかと思えますけれども、今回、天然更新のことがここに載ってまして、計画では天然更新を増やすということになっていますが、実行率からいきますと非常に4%とって低いのにもかかわらず、増やすという理由をお聞かせ頂きたいというのと、それから、生物多様性の保全ということが課題の中には出てくるのですが、計画の中でどのような部分で生物多様性の森づくりを考えたらいいかお伺いします。

森整課長補佐：一つ目の天然更新の数量の問題でありますけれども、これにつままして計画数量につまましてはだいぶ大きな数字となっております。これは全国森林計画からの配分の量があるということが一つと、それからもう一つ、実行の問題ですが、山梨県の方では天然更新と言われましても、植栽をしてもらうというのが原則と言いますか、植栽を促進しております。造林未済地との兼ね合いもありまし

て、伐った所は植えてもらうという方針であります。ですので、天然更新をする場所というのがなかなか無いのが実情になっております。場所が良くてですね、天然更新をするには周りに多様な樹種がある林でなければならない、周りから種が飛んでこなければならないので、人工林の真ん中に天然更新を設定するのはなかなか難しいので、そういうところがありますので、天然更新に該当する箇所がなかなか設定できない、伐採跡地につきましてはほとんど植栽を行っているのが実情です。

それからもう一つ、生物多様性に関する具体的な事業につきましてですが、これにつきましては、県有林の方では溪畔林の保全とか広葉樹の保全とかを推進しておりますけれども、なかなか民有林の方で生物多様性ということになりますと具体的な事業がないのが現状ではないかと思えます。どなたか補足する方がいましたら…。今のところこのような状態なんですけれど、今日のご質問を受けまして部内の方に諮りましてですね、該当する事業とか具体的な計画等がありましたら、また12月のご審議の前にご連絡したいと思えますけれども、よろしいでしょうか？

議長： 生物多様性への提言がありましたら、委員さんの方から。

委員： 私もまだそんなにないんですけれども、今は林業だけでやっていますけれども、生物多様性ということになると、ここでも出てきましたけれども、山村地域の農業と一体化された保全、里山保全ということにつながっていくのではないかなと。生物多様性を謳うのにどういふふうな森林構成にしていくのがいいのかなと、私たちにも全く分からない状況なので、県ですね、生物多様性に対する森づくりをどんなふうに計画なさっているのか伺いたかったということなんですけれども。おぼろげながら分かっているのは、生物多様性というところまでいってくと、いわゆる林だけでなく農と一体になる必要があるのかなと思っているということですね。

それともう一つ、全国森林計画の部分で増えているということで、県の計画として天然更新をより増やしていくという計画ではないということですか？天然更新が悪いとか悪くないとかいうことではなくて、数字上では計画では増えていることになっているけれども、実行率が悪いということになれば、私が言いたいのは、今もやらせて頂いているボランティアの育成が今できてきてまして、ボランティアの資質も非常に高くなっているところなんで、天然更新を謳っ

ていくことよりも、ボランティアの育成をして、より早い再生を求めるといふような提言書を作って頂くことの方がより現実的であるかなという。数値として実行力がないものを、あくまでも数値上だけ天然更新を増やすような計画を作るのはどうかなと疑問に思ったので。

窪田リーダー：委員の天然更新の話なんですけども、当県では環境公益林を18年度から始めておるんですけれども、強度間伐ということで40%以上間伐する、その所は荒廃林ということで指定してまして、強度間伐は今後環境公益林の事業以外でも進めていかなければならぬ部分でもあると思っておるんですけれども、間伐の間が空くということで、自然に天然の樹種が入ってくる、今日もいくつも見られたと思うんですけれども、だんだん間が空いてくると、ボランティアが植えられた部分がありますけれども、そういう所についてわざわざ植栽をして、広葉樹を植えて事業をするよりも、天然の力を生かしてやっていきたい。環境公益林のイメージ、スキームの中でも天然力を生かしてこの事業を進めていく、針広混交林化っていうんですか、そういう形を考えておりますので、事業が始まったのが18年からなので、あまり実績が上がっていないのが事実なんですけど、今後はそれを進めていくということで、天然更新はそっちの面で逆に上がってくるのであろうということです。

委員：強度間伐をすることによる天然更新...

窪田リーダー：自動的にそういう形に。だから主伐みたいな伐採をした所については、できるだけ早く植栽をして頂いた方が、早く森林に戻ってという考えになると思います。できるだけそちらの方にシフトしたいんですけれども、なかなか情勢も厳しいものがありますので現実になるかどうかは分かりませんが、主伐みたいなもの、大規模に皆伐した場合についてはなるべく人工造林、人の手を借りた造林の方へやりたいとは考えております。

議長：他にございますか？

委員：森林吸収量の目標1,300万炭素トンの確保に向けた間伐の推進をやるということでありますけれども、間伐材の有効利用、間伐をしたけれどもその間伐材は有効利用するんだよという、どういう方法で販売なり計画をなされているのかお尋ねしたいと思います。

森林整備課長：間伐をしても、せっかくの材が山の中に残されているというのは、資源利用という面から見ても非常にもったいない話だという

ことですので、いかに材を外に出すか、そのためにはやっぱり一番重要なのは搬出コストの削減ということではないかというふうに思っております。そのためには、現在間伐材の搬出についての助成制度を設けておりますし、搬出のための小規模な作業道、値段が安いですね、メーター10万もなるようではなかなか難しいので、2トントラック程度が入るような2メートルから2メートル半ぐらいの小規模な作業道、メーター5千円ぐらいでできるような作業道を開けて、そこから搬出していくという、そのための助成制度。それから、これは林業振興課サイドの事業ですけど、高性能林業機械を使って効率的にやるということで、機械のレンタル料に対する補助とかですね、そういったいろいろな搬出のための支援を組み合わせていきながら所有者の負担を軽減して、搬出コストを下げ、材を搬出して利用して頂く、というようなことをしておりますし、そういうことが大事なのではないかと考えているところです。

委員：それについて、製品の安定供給という課題も載っているわけですが、やはり作業道を作ることによって、所有者さんの負担が少ない、そうすると製品、木材の安定供給ができるわけですが、何年も前から安定供給、安定供給と言ってますけども、やはり材価は安い、それから搬出するについても金がかかる、切れない、こういう状況であるわけですから、先ほどもお話しのように、作業道を早急に作って頂きながら、各所有者がトラックなり簡単な車なりが入って運搬ができるようなことにすれば、製品の安定供給にも結びつくわけですから、是非ともそういう方法で早急に進めて頂きたい。何かあの何カ所か山梨県で今地域によって作業路をやっているようなことを聞いておるんですが、どことどことどの地域か教えて頂きたい。

森林整備課長：私どもは、簡易作業路と言っておるんですが、安くできる小規模な作業路につきましては昨年度辺りからそういう技術者の養成を行っております、始まってまだ日が浅いということでございますが、昨年は19年度は約12キロメートル程度の作業路を開けております。先程来申し上げておりますように、作業路をいかに開けていくかということが大事でございますので、技術者の養成、技術者の活用を通じてですね今後も引き続き拡大していきたいというふうに考えております。

委員：その作業路はメーター5千円ということでありましてけれども、それ

は土木屋さんがやるんですか、それとも山に携わる、例えば森林組合とかいう団体があるわけでありまして、どういう方々が今現在やっておられるのか教えて頂きたい。

森林整備課長：簡易作業路の作設土と言っておりますが、作るに設けるに武士の土ですね、作設土と言っておりますが、作設土を昨年度13名育成致しました。その方々は森林組合の職員でありますとか、あるいは民間の林業事業体、何々造林とかですね、そういった林業事業体の職員、それからまあ今年辺りは県有林の事業体の皆さん、等のいわゆる土木屋さん以外の方々、造林をしながら山のことをよく分かる森林組合でありますとか林業事業体の方々、山を見ながらどこにどういうふうに道を付けたらいいのかということのを両方見られる人、そういう人たちを中心にやっておりますし、引き続き養成に努めて参りたいと思っております。

委員：全国森林計画で1,300万炭素トン、これの間伐の推進とあるんですけど、間伐して肥大成長をなすことによってその分のところで炭素を固定するということなのか、間伐材の話があったのですが、積極的に利用してこういう形によって、炭素を出させない、放置されれば当然腐ってその段階で炭素がまた空気中に戻るといふことがあるんですけど、林野庁、全国森林計画で言っているのは、その辺はどういったとらえ方をしているのですか？

森計課長補佐：京都議定書の方で、森林における二酸化炭素の吸収量につきまして認めているのは、1990年以降に森林整備または新しく森林を造成した所の森林の炭素吸収量につきまして認めると、その炭素吸収量をカウントするというようなことになっております。間伐とだけ書いておりますけども、間伐を含めた森林整備を行った森林を対象にしております。その炭素吸収量をカウントすることにしております。

委員：それからね、先ほどの天然更新で、個別にいくと施業計画というのがありますね。個人とか。あの時は伐採届出して地域森林計画に適合しているかしてないとかあるじゃないですか。あの中で、届け出が出されたときに、やはり天然更新とかいう書き方がしていないと、人工更新ばかりだと適合しないことになるんですか？その辺はどういうことになるんですか、扱いは？

富士東部林務環境事務所長：基本的には地域森林計画で、人工林をしなければならぬという項目がされていると思っておりますけども、植栽によら

なければダメだと。ただし、実際ですね、今いう施業計画で出てきて、これは事後の届け出になるわけですけど、通常施業計画がなければ事前の届け出ということで、その中には造林の方法という項目が確かございます。そこには、天然更新とか植栽とか書いてありますけれども、基本的に造林をしなければならないということで、それによって例えば天然更新をしたいというふうに出てきたときに、絶対に人工造林しなければダメだと、というようなことまではちょっと言い切れないと思うんです。それによって伐採が不適合ですよとそういうことも言えないし、逆に言えば今、伐採届の中には更新するような人を連名にするようなことを聞いているんですけど、どういう人がいっしょに造林するかとかですね、そのような書く所があったと思います。

議長：はい、分かりました。CO<sub>2</sub>の話についてはまたこの後の課題でありますので、そちらで話をしたいと思います。森林計画の樹立についていろいろ意見が出ておりますけど、他にございますか？よろしいですか？それでは、いろいろご提供をいただきました。これからの樹立に対してですね、皆様の提言も含めた総合計画を作っていきたいと思いますので、この辺でご承認を頂きたいと思います。また、改めてご意見・ご提言がありましたら今月中に事務局まで申し出て頂きたいということです。今日の意見等を踏まえて、今回の富士・東部地域森林計画案を作成するように事務局ではお願いを致します。よろしいですね、はい、お願いします。次の報告事項に移ります。「やまなしの森づくり・CO<sub>2</sub>吸収認証制度」についてですが、事務局の説明をお願いします。

みどり自然課小林総括：(やまなしの森づくり・CO<sub>2</sub>吸収認証制度の説明)

議長：それではただ今の説明についての質疑を行いたいと思います。ご質問・ご意見はございますか？

委員：非常に、今回の認証制度というのは大変ありがたい制度の導入であると思うんですけども、いくつか質問がございます。このいわゆる企業・団体との森林整備協定を結んだところでないダメということですけども、これはいわゆる「森づくりコミッション」を通して協定が結ばれた所という意味でしょうか？それともそうでなくて、森林所有者とですね何らかの協定を結んでやっている所であればいいんでしょうかという質問ね。

それから、県の独自というのが非常にありがたいお話ですけども、

今ここに及んでは県の独自性というよりも、国全体としての関連性のある認証制度でなければ意味をなさない気がするんですね。山梨県だけで認証されているという。これはあの高知県とかでやっているというのは承知をしておりますけども、早い時期に何も無い時期に独自のものをしているということがとても意義があるのであって、この時期になったら独自性ということも大変ありがたいんだけど、むしろ国全体の連携を求められる認証制度であってほしいということで、その辺が山梨県でしか通じない算定基準であれば意味がないということが出てきますので、是非そういうことをやって頂きたい。

それから、もう一つですね、ここに国内排出量制度の導入による排出権の取引というふうに書いてありますけども、今企業にやって頂いている森っていうのは非常に面積的には小さなものでしかなく、それは実際にこういうことを謳い出したときに、その数値がそういうものに値するのかどうかと。今回、見て頂いた富士山も、全部ではうたい文句は100ヘクタール、そのうちの実際の植栽面積は40ヘクタール強になるんですけども、その中で一企業ごとのものを算出をしていくと、非常に数字としては低い。そういうものが排出権の取引に使われるという文句を謳ったときに、企業側のイメージがどうなるかということであれば、あそこの場合にはオイスカ全体で私どもでやらせて頂くとして、全体の面積の排出量を私どもが何か認定して頂ければ非常に役立つのかもしれないけど、一個人個人の企業でそれをやったときに、排出量の取引まで行けるかということで、こういうふうに謳ったときの、もちろんイメージとしては非常にありがたい話ですけども、どうも私が素人ですから正しい数字は知りませんが、今までの経験からいくと非常に微々たる数字しか出てこないのではないかと。そういうふうに思っています。

もう一つはですね、ここでも生物の多様性ということが出てきますけども、企業のイメージとしてはCO<sub>2</sub>の固定量はもう当然のことなんですけども、次には生物多様性にどう関与できるかということがCSRの意義に変わってきてますね。そういうときに、これはある意味では、CO<sub>2</sub>の数値というのは基本的なものになってきて、次には生物多様性に、どうこの森づくりで貢献できたかということを経営者としては求めていくはずですから、その辺の部分で、せっかく

生物多様性の部分が検討課題で入っていますから、そこに結びつくようなですね認証制度にやって頂きたいなあというふうに、これは私の勝手な希望的観測も含めて、お願いと質問をさせていただきます。

議長： 3, 4点あったような気がしますけど、事務局の方で...

み自課長補佐： 4点ほどご質問がありましたので、お答えします。まず、森林整備協定ですけど、これは企業の方がですね、ある程度継続性をもって森づくりに参加して頂くということですので、協定というものを結んでおります。実際には3年とか5年とかやって頂いておりますけれども、必ずしも森づくりコミッションが仲介したものでなくても、それ以前からいろんな団体ですとか、市町村が独自にやった協定がありますので、こういった所も期間とか場所とかがちゃんと決まっていれば、そういう約束があれば、それを認めていくというような形で考えております。

それから、県独自の話ですけども、今全国で見ると6県で認証制度というのが既に動き始めております。実際ですね認証方法はかなりまちまちなんですね。今年度中に8県が検討しております。今年度終わりに大体14県ぐらいで動き出すんじゃないかなと。本当はおそらく国がですね、委員がおっしゃるように、ルールがあって、比較結果というのがあるんですけども、なかなかまだ国全体での森林の吸収量の認証についてのしっかりした規則的なものは出していない。環境省の方では若干考えていまして、もうすぐ出てくるんじゃないかという情報はあんですけども、まだ森林側ではそれほどありません。そういう中でも、高知県とか長野県のルールがかなりスタンダードになってくるんじゃないかという動きです。これは地球温暖化の森林の認証に関して、環境省のメンバーも務めている先生が要は絡んでましてですね、そういった流れが出るんじゃないかと。それについて山梨県もそこを参考にしながら、ご意見も伺いながら、今こういったものを考えておりますので、いずれはですね、国のスタンダードに近づけるような方式を考えております。今の段階となつては、確かに今やらなければというのがありますので、今年準備を進めたいと思っています。

それから、排出権の問題ですけども、一番下に書いたのは、将来的な活用の可能性ということで、今これは全くないですね。実際に試算してみますと、4齢級のヒノキを1ヘクタール間伐して、1年で10トンぐらい。10トンが大きい小さいかということ、個々

の企業にとってオフセットしようと思ったらかなり大きい数値になるようですけれども、それが取引ということになると、どのような量になるかということ、これはまだ実際動いておりませんし、全く国内ルール、まだまだ検討が始まったばかりですので、これは全く将来的な可能性があるということだけで、実際企業の方々にはまだオフセットの部分でしか話ができないところです。

それから、生物多様性の問題ですけれども、この制度は CO<sub>2</sub> の吸収量だけを認証していくというもので、企業の森というのは、企業の皆様のどんな森づくりをしたいかという要望を聞きながら設定しておりますので、中には間伐をしません、その代わりに多様な生物の森を作りたいという、そういった企業もあります。それから、そういったことでなくて、とにかく自分の会社は CO<sub>2</sub> をかなり出しているんで間伐だけをしたいと、そういった会社も中にはあります。今、地球温暖化対策としてこれを認証するとすれば、できることはこの CO<sub>2</sub> の吸収固定量だけについて取り上げたいと。その他に、昨年林野庁がですね、確か委員もメンバーになっていらっしゃる、企業の活動評価の報告書が、その中に水資源とか、あるいは教育とか、地域振興とか、いろんな評価ができるようになっていきます。そういったものが全国林業改良普及協会から、それを評価するソフト等も森づくりコミッションの方には来ておりますので、要請があればそういったものを使って評価もできることになるかと思っておりますけれども、この制度ではとりあえず CO<sub>2</sub> だけに絞って評価していくことで考えております。

議長：よろしいですか、他にいかがですか？この件について。

委員：「やまなしの森づくり・CO<sub>2</sub> 吸収認証制度」というのは、先ほどご発言して頂いた審議事項ですね、そういうものにはないから、多分県の審議会でも諮問事項ではないのかなとは思いますが、今回これを説明して頂いたのは参考として、ご説明をして頂いているのではないかなあというふうに思うんですが、参考にしてもですね、非常に難しくてよく分からない仕組みなんですけど、特に「第8のCO<sub>2</sub> 吸収量の算定」、ここに何かかけ算がこう使って、全くこう一般県民には分からないようなかけ算があってCO<sub>2</sub> 吸収量が出てくると、この辺の考え方というのはどこから出てきて、こういうことになっているのか。国がこういう考え方を示していて、ここにこれを取り組んでいる県が各県ともこんなような公式をですね、CO<sub>2</sub> 吸収量の

算定の式を作って対応しているのか、この辺をちょっとご説明して頂きたいなと。

議長：はい、事務局。

み自課長補佐：ここに書いてある式ですけども、これは難しく書いてあるんですが、木材の成長量の中のCO<sub>2</sub>の分だけを算出するやり方で、これは国の方で、林野庁のホームページとか森林総合研究所のホームページを見ると、CO<sub>2</sub>の吸収量はというところの式が出てきますので、まあこれが国内では一般的、他県でもこの式を使っていることが多いです。ただ、県によってはですね、和歌山県なんかは植栽だけを認める、そして100年分ですね見越して認証すると。そういった県もありますけども、いろんな各先生方の意見を聴くと、それはおそらくこれからは通用しないだろうと。実際に1年作業してその結果として、面積を見積もって、1年間でこの式によって吸収固定された量、これを認証していくのがいいのではないかと。そういった意見が今全国的には主流となっております。

議長：はい、よろしいですか。

委員：基本的にスタンダードに変わるときには、変えやすい認証制度、独自性を持っているとはいいいながら、そういうものに近いということですね？

み自課長補佐：はい、そのとおりです。今の流れを読みながらですね、おそらくこのやり方が、これを提唱している先生方の意見を聴いておりますので、またこの後ですね、有識者の先生方をお呼びしての検討委員会も2回ほど検討頂くんですけども、その時にもそういった流れについて意見を頂きながら、これを決めていきたいと思っております。

委員：是非、独自性ということは県内で聞いているととてもいい言葉だと思うんですけども、そういうスタンダードになりつつ、国の基準に近いものであればですね、何かそういう言葉の表現の方がですね、県内の企業さんだけとか県内を相手にだけする場合はいいんですけども、そうでない所は山梨県の場合なんかは特に多いですから、首都圏から水瓶であるということで、首都圏の企業にとってとてもいい場所だと思っておりますので、そういう意味では県の独自性という言葉が謳って頂くことよりも、もうちょっと国に近い、一般的基準だよという表現の方が非常にありがたいかなと思いますので、そんな言葉を使って頂ければうれしいかなというふうに思います。

議長：だいぶ意見が出尽くしたようであります。時間も経過しておりますので、とりあえずこの会議の中でご意見を伺うことはこれで閉めさせていただきますと思います。なお、改めて環境審議会の方でもこれを議論するというようなお話を先ほどされましたけれども、この会のご意見を十分取り入れながら、環境審議会でも内容をまとめて頂きたい、県民のためにもありがたいことなので、そういうことを要望しておきます。とりあえず、今までの1項と2項の検討内容は終わらせて頂きます。今回午前中に現地視察がありましたが、午前中の視察のご意見・ご感想がありましたら、この際でありますので、皆さんからのご意見・ご提言を伺いたいと思います。いかがでしょうか？質問等ありませんか？よろしいですか？

委員：委員にお尋ねしますが、大変ご苦労なさって頂いてありがとうございます。今日見せて頂きました作業については、企業が何社とか団体が一社の協力がとかありましたが、企業名を教えて頂ければ、すみませんが、企業名と団体がどういう団体が協力したか？

委員：山梨県の企業さんが鈴健さんがいらっしゃいます、それから東京電力さん、KDDIさん、それからオルビス、それから昭和シェルさん、日本再共済連合会、それとJR連合さん、それと後はニコンさん、ニコンさんが入って後はオイスカになります。

委員：今のよう質問が出る理由はですね、こういうことではないかと思うんですよ。せっかく資料を作って出して頂いたんですが、現地でですね。この資料は的を射ていない資料だからそういう質問が出ると思うんですよ。要するに森林審議会の案内資料として、ボランティア植樹箇所を視察しますよと、そういうご案内の文書を頂いたんですが、参考資料として現地で配られた資料は、その内容じゃなくてですね、県有林の被災地のどういう経緯で被災して、それをどのように復旧したと、というような資料が配られたと。ですから、私もそう思ったんです。ボランティアの植樹箇所のご案内をしてくれるんだから、どういう団体が参加されて、いく年間でやって、どんな苦労をされたのかとか、どのぐらい経費がかかったのかとか、そういう資料を提供して頂けると思ったらば、その資料が違うわけですね。だから、審議会の資料として、それに合った資料を提供して頂きたいなあと、せっかく出して頂くんだからそう思います。

議長：まあ趣旨をはっきりとして、資料提供をする方がいいということですね。

委員：いろいろな意味でいろいろな思いがありました。山梨県の皆様のご協力が無ければできなかつたこと、それから地元の業者がご協力して頂かなければ完全にできなかつたということですね。このボランティアの森という制度で、これはあの一応事業名上ではボランティアですからオイスカが全部責任を持ってやらせて頂くという、これ協約ですか？何かありますね。それはオイスカで受けさせて頂くという。私どもはご存知のとおりお金の無い団体ですから、1ヘクタールに直すと780万ぐらいの参加費という形で企業さんから頂いております。5年間ですけどね。シカ害対策も入っているもんですから。ですけど、そういうふうなお金の無い団体ですから私たちができるわけではなくて、うちの参加費も全部うちの企業さん、全部うちの会員さんという形になっています。

会員さん企業がCSR活動でやりたいということで、一番最初はオルビスさんという会社が健康の森で7年やって頂いているんですが、そこが植栽が終わってボランティア活動がなくなるという部分において、山梨県の皆さんのいわゆるご努力が、県のご努力がとても心地よかつたと。このまま、山梨県でボランティア活動を続けたいんだけど、場所を探してほしいと。それも長期にわたって私たちは日常的にやりたいというのが、社長さんのこれは本当に日常のお話なんですね。それで、その時にできあがってきた所が今の所で、10ヘクタールぐらいを考えていたんですけども、10ヘクタールで切り売りをするようなところでやってしまつたら、おそらくパッチワーク状の森になってしまうだろうということで、ちょっと分不相応だつたんですけど、全部やらせて頂きませんかということを、県の方たちにご理解を頂いて、県有林でご理解を頂いて、今の運びになつたと。

ただし、ボランティアの活動であるということなんですけども、ボランティアの手では絶対に私は山は守れないと思っていますので、地元の林業者の方たちの絶大なご協力がなければ全くできないことで、今回もそれをして頂いて。基本的には私たちの植栽は、植えて頂いた後、5年間は保育をして頂くということが前提になっていますので、5年間の植栽で5年間の保育ということで、まあ向こう10年の私どもとしては計画を、確か10年でボランティアの活動の計画を入れさせて頂いていると思いますが、そういう形の中に、あと企業さん名を私どもがどんどん発表させて頂くのは、やはり企業

さんに責任を持ってやって頂くということと、財源的な部分は全部おんぶにだっこしているわけですから、広報活動の少しでもお役に立ちたいということで私どもの方で全部名前を公表させて頂いています。

ただ、あそこに県からのご要望もあったように、企業の森ですと看板がこう入るわけですけど、今看板を一本も立ててなかった、今日見て頂いた所はごく一部であれからずっと上の方にありますけれども、やって頂いたところ9社の名前は一切まだ出てきて、看板等入れておりません。これからやり終わった時に、県とご相談の上で何か大きな県の看板を一つ立てて頂いてですね、これはどういう経過でできたかというようなことを立てて頂ければ大変ありがたいなあと。希望的観測は持っておりますけれども。企業さんの売名行為でやって頂くということは、今のところは形上は伏せさせて頂いて、形の上であそこの中に何かを残すということは一切やらないような形でご理解を頂いています。

これは協議会という形で全企業さんと、それから地元の自治体さん、それから県の方たちのご協力を頂いて、これがうまく成功していけばですね、広く外に発信をしていきたいと。森づくりというのはパッチワーク状でなくて、きちっとした形の中でできればいいということとかいろんな思いがありまして。それが発信できるような協議会ということも立ち上げさせて頂いて、これも県のご協力が頂けなければ十分発揮できないことですが、そういう形で今進んでいるところです。

議長：午前中2つの場所が、そういう経過だということをご認識頂きたいと思えますし、先進的な取組をして頂いてきたと思えます。他にありますか？

それでは、以上をもちまして質疑応答を終わらせて頂きます。

その他の項ですが、他に何かありますか？よろしいですか？それでは、その他也閉じさせて頂きます。

審議事項は全て終了致しました。議長の役目を降ろさせて頂きます。ありがとうございました。

司会：ありがとうございました。

今回、概要説明をしました「山梨東部地域森林計画」の樹立についての審議会の開催を今年の12月中旬に予定しておりますので、よろしくをお願いします。

これをもちまして、本日の森林審議会を終了させていただきます。

以 上

本文は、平成20年度第1回山梨県森林審議会の議事録である。

平成20年11月6日